
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **第 514 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 514 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 14 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

II. 四半期会計基準等見直しのアプローチについて

2. 短期的な対応については、改正法案の施行日までの準備期間が非常に短いことを考慮し、経過措置を設けて現行の実務に影響を与えないようにするという事務局の提案に賛成する。
3. 短期的な対応として、金融商品取引法上の新たな半期報告書を想定し、6 か月間を前提とした会計基準の開発を念頭においているが、中長期的な観点では、第 1 四半期、第 3 四半期及び中間をカバーする会計基準を ASBJ が作成することが望ましいと考える。
4. 中長期的な方向性に関しては、事務局が経過措置として提案している四半期切放し法を取りやめた場合の影響について分析頂きたい。
5. 中長期的な方向性として、国際的な会計基準 (IAS 第 34 号「期中財務報告」) が引用されているが、国際的な会計基準との主要な差異としてクローズアップされた項目ではなかったと認識しているため、あえて IAS 第 34 号との平仄を重視して期中財務報告の会計基準を作るのではなく、日本における既存の四半期基準を基礎とする方が、リソースが限られている ASBJ の基準開発負担も軽くなる と考える。
6. 中長期的な方向性の検討については、関係者の混乱を抑えるため、できるだけ早めを実施することが望ましく、この点も含めてコメント募集で意見を募ることが望ましいと考える。

III. 経過措置の文案の検討について

7. みなし取得日に関する経過措置の文案の「四半期決算短信と半期報告書で連結対象となる子会社の財務諸表の範囲が異なることとなる可能性がある」という

記載について、連結対象となる子会社の範囲自体が異なるかのような誤解を与える可能性があるため、連結財務諸表に取り込む子会社の損益計算書の期間に差が生じる可能性があるという文意がより明確に分かるよう記載の見直しをした方が良いと考える。

8. みなし取得日に関する経過措置の文案について、本文の「適切な決算が行われた日」という表現は四半期決算日以外の月次決算日も含まれるように読み取れる。月次決算日が四半期決算日より実際の取得日に近い場合には、当該月次決算日をみなし取得日に含めた方が良いとも考えられるため、月次決算日がみなし取得日に含まれるというコンセンサスがあれば、それでも良いと考えるが、そのような意図で記載しているか確認したい。
9. 四半期会計基準と（仮称）中間会計基準等が併存する期間があることから現行の「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）の改正を行わない場合には、資本連結実務指針と（仮称）中間会計基準等でみなし取得日の表現に差が生じるため、（仮称）中間会計基準等の適用対象となる中間財務諸表については、（仮称）中間会計基準等の定めが優先することを明確化した方が良いと考える。また、みなし取得日の範囲の変更については、関係者への事前の周知が必要と考える。
10. 企業結合の暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いに関する文案について、上期で企業結合を行い、下期で会計処理が確定した場合には、年度の財務諸表で遡及処理するため、定め自体が不要な可能性もあり、確認いただきたい。

以 上